

国道車第56号
国道企第83号
令和2年12月25日

各地方整備局 道路部長 殿
北海道開発局 建設部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿
都道府県 担当部長 殿
指定都市 担当部長 殿
高速道路株式会社 担当部長 殿
日本高速道路保有・債務返済機構 担当部長 殿
都市高速道路公社 担当部長 殿

国土交通省道路局

道路交通管理課長

企画課長

「特殊車両通行許可限度算定要領について」の一部改正について

このたび、特殊車両通行許可にあたって付す必要な条件のうち、誘導車の配置条件等について、一定の講習を受講した者が運転する誘導車が誘導する場合に誘導車の配置台数等を合理化するため、「特殊車両通行許可限度算定要領について」（昭和53年12月1日付け 建設省道交発第99号、同道企発第57号道路局道路交通管理課長、同企画課長通達）の一部を別紙のとおり

（以下、地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局向け）

改正したので、その事務の取扱いについては適切に処理されたい。なお、別添「特殊車両通行許可限度算定要領」（以下「要領」という。）中、「1.4 通行条件の区分」の改正に伴う扱いについては、附則の記載内容によることとする。

（以下、都道府県向け）

改正しましたので、その事務の運用にあたっては、参考としていただきますよう、よろしく申し上げます。なお、別添「特殊車両通行許可限度算定要領」（以下「要領」という。）中、「1.4 通行条件の区分」の改正に伴う扱いについては、附則の記載内容によることとします。

また、貴管内道路管理者（指定市を除く。）に対しても、この旨参考周知方お取り計らい願います。

（以下、政令指定市、高速道路機構、高速道路会社、高速道路公社向け）

改正しましたので、その事務の運用にあたっては、参考としていただきますよう、よろしく申し上げます。なお、別添「特殊車両通行許可限度算定要領」（以下「要領」という。）中、「1.4 通行条件の区分」の改正に伴う扱いについては、附則の記載内容によることとします。

○特殊車両通行許可限度算定要領について（昭和五三年一二月一日 建設省道交発第九九号、道企発第五七号）
道路局道路交通管理課長、道路局企画課長通達
【最近改正 平成31年1月29日 国道車第43号、国道企第64号】

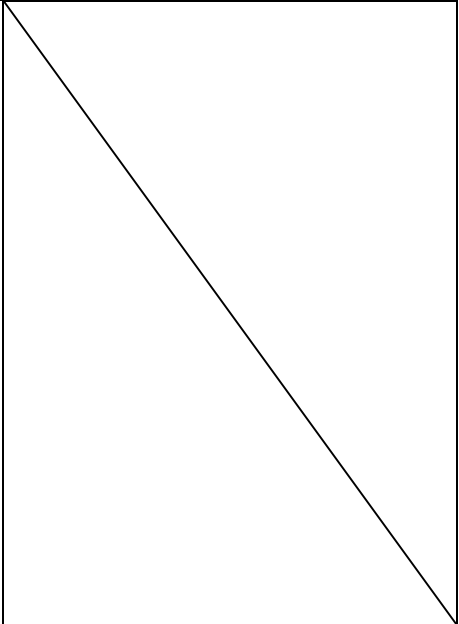
改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="185 419 264 448">〔別添〕</p> <p data-bbox="427 536 842 564">特殊車両通行許可限度算定要領</p> <p data-bbox="168 694 255 722">第1章</p> <p data-bbox="174 735 396 764">1. 1 目的 略</p> <p data-bbox="174 775 506 804">1. 2 適用する道路 略</p> <p data-bbox="174 815 479 844">1. 3 車両の分類 略</p> <p data-bbox="174 892 479 920">1. 4 通行条件の区分</p> <p data-bbox="168 932 1088 999">許可車両の寸法および重量を算定する場合には、通行条件の区分は、表-1. 2に定めるところによる。</p> <p data-bbox="168 1010 1088 1077"><u>ただし、やむを得ない場合には、これらに加えてその理由を付した上で他に条件を付することができる。</u></p>	<p data-bbox="1167 419 1245 448">〔別添〕</p> <p data-bbox="1413 536 1827 564">特殊車両通行許可限度算定要領</p> <p data-bbox="1149 694 1236 722">第1章</p> <p data-bbox="1155 735 1377 764">1. 1 目的 略</p> <p data-bbox="1155 775 1487 804">1. 2 適用する道路 略</p> <p data-bbox="1155 815 1460 844">1. 3 車両の分類 略</p> <p data-bbox="1155 892 1460 920">1. 4 通行条件の区分</p> <p data-bbox="1149 932 2069 999">許可車両の寸法および重量を算定する場合には、通行条件の区分は、表-1. 2に定めるところによる。</p>

表－１．２ 通行条件の区分

記号 区分	内 容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	特別な条件を付さない。	特別な条件を付さない。
B	徐行を <u>することを条件とする。</u>	徐行を <u>することを条件とする。</u>
C	<p>以下を条件とする。</p> <p>① <u>徐行をすること。</u></p> <p>② <u>他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。</u></p> <p>③ <u>②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。</u></p>	<p>(<u>屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所の通行の場合</u>)</p> <p>以下を条件とする。</p> <p>① <u>徐行をすること。</u></p> <p>② <u>対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。</u></p> <p>③ <u>②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。</u></p> <p>(<u>交差点の左折又は右折の場合</u>)</p> <p>以下を条件とする。</p> <p>① <u>徐行をすること。</u></p> <p>② <u>対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。</u></p> <p>③ <u>②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。</u></p>
	D	<p>以下を条件とする。</p> <p>① <u>徐行をすること。</u></p> <p>② <u>他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する</u></p>

表－１．２ 通行条件の区分

記号 区分	内 容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	徐行等の特別な条件を付さない。	徐行等の特別な条件を付さない。
B	徐行 <u>および連行禁止</u> を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、 <u>連行禁止</u> および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、 <u>連行禁止</u> および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車両が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 <u>道路管理者が別途指示する場合は、その条件も追加する。</u>	

<p><u>他の車両がない状態で通行すること。</u></p> <p>③ <u>②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。</u></p> <p>④ <u>隣接する車線の前方（隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方）を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること（すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなる場合は一時停止すること。）。</u></p>	
<p><u>(注) 「徐行」とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。</u></p> <p><u>(注) 誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者（有効な受講修了書を有する者に限る）が運転するものであることを確認できるものに限る。</u></p> <p>1. 5 道路情報便覧の使用 略 第2章・第3章 略</p>	<p><u>(注) 「連行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁ずる措置をいう。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1. 5 道路情報便覧の使用 略 第2章・第3章 略</p>

附 則（令和 2 年 1 2 月 2 5 日 国道車第 5 6 号、国道企第 8 3 号）
（施行期日）

1 この通達は、令和 3 年 3 月 2 9 日から適用する。

（経過措置）

2 この通達による改正後の算定要領 1. 4 の規定に基づき付した条件については、令和 4 年 3 月 2 8 日までの間は、なお従前の例によることができる。

また、この通達の施行の際、現にこの通達による改正前の算定要領 1. 4 の規定に基づき、条件を付された道路法第 4 7 条の 2 第 1 項の許可に係る通行については、当該条件を満たさない場合において、この通達による改正後の算定要領 1. 4 の規定に基づく条件を適用することができる。